

議案第 23 号

平成 26 年度富津市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 26 年度富津市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|               |                          |
|---------------|--------------------------|
| (1) 給水戸数      | 20,222 戸                 |
| (2) 年間総給水量    | 5,794,375 m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均給水量   | 15,875 m <sup>3</sup>    |
| (4) 主要な建設改良事業 |                          |
| 拡張工事費         | 102,977 千円               |
| 改良工事費         | 566,704 千円               |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

|              |              |
|--------------|--------------|
| 第 1 款 水道事業収益 | 1,701,384 千円 |
| 第 1 項 営業収益   | 1,470,822 千円 |
| 第 2 項 営業外収益  | 230,562 千円   |

支 出

|              |              |
|--------------|--------------|
| 第 1 款 水道事業費用 | 1,650,840 千円 |
| 第 1 項 営業費用   | 1,495,346 千円 |
| 第 2 項 営業外費用  | 104,345 千円   |
| 第 3 項 特別損失   | 51,149 千円    |

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 393,211 千円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 45,222 千円及び過年度分損益勘定留保資金 347,989 千円で補てんするものとする。)

収 入

|             |            |
|-------------|------------|
| 第 1 款 資本的収入 | 488,094 千円 |
| 第 1 項 企業債   | 430,100 千円 |
| 第 2 項 負担金   | 38,044 千円  |
| 第 3 項 補助金   | 19,950 千円  |

支 出

|              |            |
|--------------|------------|
| 第1款 資本的支出    | 881,305 千円 |
| 第1項 建設改良費    | 678,597 千円 |
| 第2項 企業債償還金   | 202,106 千円 |
| 第3項 国庫補助金返還金 | 602 千円     |

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額      | 起債の方法                     | 利 率                                                                            | 償 還 の 方 法                                                        |
|-----------|------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 第3次拡張事業   | 22,000 千円  | 証 書 借 入<br>又 は<br>証 券 発 行 | 5.0%以内<br>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。 |
| 老朽管更新事業   | 182,400 千円 |                           |                                                                                |                                                                  |
| 施設整備事業    | 225,700 千円 |                           |                                                                                |                                                                  |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 172,045 千円

(2) 交際費 10 千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成の補助金として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、40,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,986 千円と定める。

平成26年2月24日提出

富津市長 佐久間 清 治